—	—	—	100	100	100	—	100	100	100	100	100	100	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	—	100	100	100	100	—
—	—	—	100	100	100	—	100	100	100	100	100	100	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	—	100	100	100	100	—

—	100	—	100	—	—	100	100	100	100	100	100	100	—
—	100	—	100	—	—	100	100	100	100	100	100	100	—

」に改め、別表第二中「

平年29年	1月～3月	100

」を「

平成29年	1月～3月	100
	4月～6月	100

」に改め、別表第三中「平成29年3月31日」を「平成29年6月30日」に改める。

○国土交通省告示第千百九十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第三項ただし書並びに港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第二条第三項及び第四条第六項の規定に基づき、港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
目次 第一章～第八章　（略） 第九章　移動式施設（第九十条―第九十二条） 第十章　その他の港湾の施設（第九十三条―第九十七条） 第一節　旅客乗降用固定施設（第九十三条―第九十四条） 第二節　廃棄物埋立護岸（第九十五条） 第三節　海浜（第九十六条） 第四節　緑地及び広場（第九十七条） 附則 （防波堤の性能規定） **第三十四条**　（略） 2　前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の性能規定にあっては、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一・二　（略） 三　環境の保全を図る防波堤の性能規定　当該施設の本来の機能を損なわず、当該施設が置かれる自然状況等に応じて、港湾の環境を保全できるよう、所要の諸元を有すること。 四・五　（略）	目次 第一章～第八章　（略） 第九章　その他の港湾の施設（第九十条―第九十五条） 第一節　旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設（第九十一条・第九十二条） 第二節　廃棄物埋立護岸（第九十三条） 第三節　海浜（第九十四条） 第四節　緑地及び広場（第九十五条） 附則 （防波堤の性能規定） **第三十四条**　（略） 2　前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の性能規定にあっては、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一・二　（略） （新設） 三・四　（略）